

第6期第7回 練馬区地域包括支援センター運営協議会 会議要録 第6期第7回 練馬区地域密着型サービス運営委員会 会議要録	
1 日時	令和5年1月12日（木） 午後6時00分～午後7時00分
2 場所	練馬区役所本庁舎5階庁議室
3 出席者	<p>（委員19名）</p> <p>宮崎牧子委員長、吉賀成子委員、今井武久委員、岩橋栄子委員、松本一夫委員、吉田壯二委員、富本操委員、横井千香子委員、寺嶋雄一郎委員、蓮池敏明委員、會田一恵委員、後藤正臣委員、嵯峨野祐輔委員、土田秀行委員、千葉三和子委員、笹川浩利委員、山添友恵委員、志寒浩二委員、佐藤美香委員</p> <p>（事務局5名）</p> <p>高齢施策担当部長、高齢社会対策課長、高齢者支援課長、介護保険課長、光が丘総合福祉事務所長</p>
4 傍聴者	なし
5 議題	<p>○ 練馬区地域包括支援センター運営協議会</p> <p>1 地域包括支援センターの名称等および街かどケアカフェかしわの開設について …資料1</p> <p>2 第9期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について …資料2</p> <p>3 その他</p> <p>○ 練馬区地域密着型サービス運営委員会</p> <p>1 指定地域密着型サービス事業者等の指定について …資料3</p> <p>2 指定地域密着型サービス事業者等の指定更新について …資料4</p> <p>3 第9期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について …資料2</p> <p>4 その他</p>
6 配付資料	<p>（資料1） 地域包括支援センターの名称等および街かどケアカフェかしわの開設について</p> <p>（資料1別紙1） 地域包括支援センター担当地域図（現行）</p> <p>（資料1別紙2） 地域包括支援センター担当地域図（見直し案）</p> <p>（資料2） 検討課題および策定委員会分科会構成案</p> <p>（資料3） 指定地域密着型サービス事業者等の指定について</p> <p>（資料3参考資料） 看護小規模多機能型居宅介護事業所等の開設について</p> <p>（資料4） 指定地域密着型サービス事業者等の指定更新について</p> <p>（参考資料1） 練馬の介護保険状況について（11月分）</p> <p>（参考資料2） 練馬の介護保険 ―令和3年度（2021年度）実績報告―</p>

7 所管課	<p>(地域包括支援センター運営協議会) 高齢施策担当部 高齢者支援課 地域包括支援係 TEL：03 - 5984 - 1187(直通) Eメール：KOUREISYASIEN02@city.nerima.tokyo.jp</p> <p>(地域密着型サービス運営委員会) 高齢施策担当部 介護保険課 事業者指定係 TEL：03 - 5984 - 1461(直通) Eメール：KAIG015@city.nerima.tokyo.jp</p>
-------	--

第7回地域包括支援センター運営協議会 第7回地域密着型サービス運営委員会

（令和5年1月12日（木）：午後6時00分～午後7時00分）

○委員長

ただいまより、第6期第7回練馬区地域包括支援センター運営協議会および地域密着型サービス運営委員会を開催する。

本日は、オンライン開催となるため、傍聴者はいない。

委員の出席状況および配布資料の確認を事務局から願います。

○事務局

【委員の出欠、傍聴報告、配布資料の確認】

○委員長

では、次第に沿って議事を進めていく。なお、閉会は午後7時00分を目途としている。

まず、地域包括支援センター運営協議会を開催する。

案件1、地域包括支援センターの名称等および街かどケアカフェかしわの開設について、高齢者支援課長に説明をお願いします。

○高齢者支援課長

【資料1について説明】

○委員長

それでは、資料1について、ご質問、ご意見があれば願います。

○委員

中村かしわ地域包括支援センターと街かどケアカフェかしわの役割について伺いたい。地域包括支援センターと敬老館では役割が違うように感じる。

例えば、敬老館では、健康増進介護予防はもちろん、街かどケアカフェや支援センターと同じような講習や講座等を実施しており、それ以外にも具体的には、将棋や囲碁やカラオケなどの高齢者の趣味活動のようなものも実施している。

中村敬老館を廃止して、中村かしわ地域包括支援センターと街かどケアカフェを開設するに際して、今まで中村敬老館を利用されていた方々のフォローをどのように行っていくのか区の考えをお聞きしたい。

あるいは、近くのはつらつセンターや区民館を利用してもらうよう利用者に案内した結果、こういう方向性になったのかお伺いしたい。

○高齢者支援課長

中村かしわ地域包括支援センターは、今まで中村敬老館として運営されていた。

中村敬老館の中には、歌や手芸などの様々なサークル活動に参加されている方や個人で

囲碁、将棋、麻雀、カラオケ等を利用されている方もいる。今回、中村敬老館を機能転換し、街かどケアカフェかしわを設置するところであるが、今まで、趣味のサークル活動をされていた方々等も引き続き、街かどケアカフェかしわで活動できるような形で、現在、準備を進めているところである。

具体的には、サークル活動の部屋の名称が教養室から多目的室に変わるが、サークル活動をされている方が引き続き利用できるようにする。

また、囲碁や将棋といった個人で行うものについても、街かどケアカフェかしわでは娯楽室という部屋を準備しており、定期的に週に何回か囲碁や将棋の時間を設け、そういった活動も引き続きできるよう準備を進めているところである。

今までの中村敬老館と変わるところも幾つかある。

従来だと60歳以上の方のみが利用でき、利用にあたっては登録手続が必要であったが、特に登録手続がいらなくなる。

また、設備面では、中村敬老館では、入り口で靴を脱いで利用をお願いしていたが、その点も今回変更する。

今回、街かどケアカフェになることで、利用登録不要で、60歳未満の方もふらっと立ち寄って利用できることで、多世代交流の場として高齢者以外の方も利用できるようになると考えている。

今まで利用されていた方への配慮もしながら、良い施設になるように現在準備を進めているところである。

○委員

街かどケアカフェの利用状況を具体的に教えてほしい。

○高齢者支援課長

街かどケアカフェには3つ種類があり、今回開設する街かどケアカフェかしわは常設型の街かどケアカフェであり、昨年度の常設型の街かどケアカフェ5か所の利用者数の合計は、コロナの影響もあり約1万8千人であった。

コロナ前の令和元年度は3か所で運営していたが、約3万5千人の利用があった。1か所あたりで、年間平均で約1万人の利用があった。

区としては、街かどケアカフェを高齢者の方が身近な場所として、気軽に利用できるよう、今後も増やしていきたいと考えている。

○委員

現在、やすらぎミラージュ地域包括支援センターが存在し、名称に非常になじみがある。新しく増設される東大泉のやすらぎシティ地域包括支援センターの名称について、可能であれば、一度検討できないかと思っているが、いかがか。

○高齢者支援課長

やすらぎミラージュという地域包括支援センターがあり、そこと同じ社会福祉法人が現在、やすらぎシティという特別養護老人ホームを運営している。

特別養護老人ホームの中に今回設置するというので、やすらぎシティ地域包括支援センターという名称をつけている。

資料1別紙2によると、地域包括支援センターが区立施設に入っているところと、特別養護老人ホームのような介護施設の中に入っているところと、大きく二つに分かれている。

介護施設の中に入っているところについては、例えば、練馬圏域では、①の第2育秀苑のように、特別養護老人ホームに入っているセンターについては、その施設の名称をつけている。

理由としては、地域包括支援センターにご相談いただく際は、実際には電話が一番多いところではあるが、中には窓口に来所される方も一定数いらっしゃる。

そうした方々に、来所のご案内をする際に、「どこそこの特別養護老人ホームの中の1階に窓口がございます」というような形でご案内するということがある。そのため、現在、介護施設の中にあるセンターについては、施設の名称を御案内の際に使えるように名称をつけているというところがあるため、ご理解いただきたい。

○委員長

案件2に移る。第9期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について、資料2の説明を高齢者支援課長にお願いする。

○高齢者支援課長

【資料2について説明】

○委員長

それでは、資料2について、ご質問、ご意見があればお願いする。

○委員

住まい確保支援事業がどのような事業であるか具体的に教えてほしい。

○高齢社会対策課長

住まい確保支援事業は住宅施策であり、高齢者の方、障害者の方、ひとり親の方を対象に民間賃貸住宅の空き室情報を情報収集して対象者に情報提供する事業である。また、住宅を見つけるのが困難な方に対して、伴走で支援するような取組も行っている。協議会を立ち上げて支援するというのを住宅施策として実施している。

○高齢者支援課長

区の取組みを一つ紹介させていただきたい。

区の住宅課では、自身で賃貸アパート等を見つけることが難しい高齢者の方、障害者の方およびひとり親家庭の方といった住宅確保要配慮者を対象と一緒にサポートしながら物件を探すという伴走型支援事業を実施している。この事業では、区の福祉部門と住宅部門で定期的な会議を通じて、両部門が連携しながら、住宅確保要配慮者に対する支援に取り組んでいる。

○委員

住宅確保要配慮者が支援を受ける場合は、区のどこの部署に相談すればいいか具体的に教えてほしい。

○高齢社会対策課長

担当は福祉事務所の高齢者支援係であり、そこで必要な支援につなぐという形になっている。

○委員

特別養護老人ホーム等が整備されてきているが、現在、入所待ちというところはあるのか。練馬区内の特別養護老人ホームの施設数は多いが、人気のある特別養護老人ホームに入所できず、入所待ちになっている方がいるのか伺いたい。

○高齢社会対策課長

特別養護老人ホームは、区内に37か所整備されており、2,761ベッド数がある状況で、施設数としては都内で一番となっている。

待機者は、実際に第1希望が特別養護老人ホームかどうかはわからない状態であるが、約1,000人である。

ただ、前回の3年前の高齢者基礎調査でも、入所を希望している人は1年以内に9割ぐらいが入所しているという状況であり、すぐに入れる方、3か月以内に入れる方は約4割という調査結果が出ている。人気の施設などもあるため、お待ちいただく状況というのはまだ続いているかと思うが、7、8年前に比べると、待機者数が何百人も減っているような状況となっている。

○委員

自分の周りでもユニット型が利用しやすいと聞いている。ありがたいと感じている。

○委員長

地域包括ケアシステムの中で、住まいがかなり重点的になってきている。これまで福祉と住宅が連携することが弱かったため、住宅の確保に配慮を要する高齢者の方々が多くなっている。住み慣れた地域で長く暮らせるようにもっと自治体の中でも連携していくよう国から考えが出ており、新たな分野で、それぞれの自治体の地域性などを踏まえて検討しているところであるため、区民の皆様からいろいろなご支援等をいただきながら、さらに練馬区らしい特色のあるものになっていくといいと思う。またぜひ、いろいろとご意見をいただきたい。

○委員長

続いて案件3、その他だが、特にないため、これで、地域包括支援センター運営協議会を終了する。

続いて、地域密着型サービス運営委員会を開催する。

案件1、指定地域密着型サービス事業者等の指定について、案件2、指定地域密着型サービス事業者等の指定更新について、資料3および資料4の説明を介護保険課長にお願いする。

○介護保険課長

【資料3および資料3参考資料、資料4について説明】

○委員長

それでは、資料3、資料4について、ご質問、ご意見があればお願いします。

○委員

地域密着型サービスの指定について予算規模はどれくらいか、新設時と更新時で区が負担する費用はどれくらいか具体的に教えてほしい。

○介護保険課長

基本は、通所介護に関しては民間で整備するため、区が負担する費用はない。

看護小規模多機能型居宅介護とグループホームに関しては、都の補助金を活用して、間接補助という形で区の方で補助金を出している。

グループホームについては約1億1,000万円、看護小規模多機能型居宅介護については約8,200万円を、都補助を使った形で整備を進めており、あまり区からの財源の持出しはない状況である。

○委員長

案件3に移る。本案件については、案件として記載があるが、地域包括支援センター運営協議会の案件2と共通案件のため、割愛し、案件4へ進む。

○委員長

その他、案件4について、参考資料1の説明を、介護保険課長に説明をお願いします。

○介護保険課長

【参考資料1の説明】

○委員長

それでは、次回の日程について事務局からお願いします。

○事務局

次回の第6期第8回の会議は、令和5年3月23日（木）を予定している。会場は、本日より同じ庁議室を予定している。

なお、新型コロナウイルスの感染状況によってはオンライン開催または書面開催となる場合があるため、日程や開催方法を含め、詳細は別途お知らせする。

○委員長

事務局より追加で報告があるため、高齢者支援課長にお願いします。

○高齢者支援課長

地域包括支援センターの事業評価というものがあり、昨年度であれば、今回の1月の運営協議会に出していたところである。

ただ、今年度は国の集計が遅れており、まだ区に届いていない状況になっている。そのため、この事業評価については、次回の3月の運営協議会で報告させていただければと考えている。

○委員

最後に「練馬の介護保険（令和3年度実績報告）」についてお伺いしたい。

一点目は、39ページの（3）任意事業のところの表の②認知症高齢支援連携経費について、同じ内容のものを令和1年、2年、3年と発行しているが、令和2年だけ金額が多いのがなぜか教えていただきたい。

二点目は、44ページの事業者策定等について伺う。

指定要件を満たしていないが、一定の水準を満たすことで、練馬区が個別に判断した「基準該当サービス事業者」というものがある。

この「基準該当サービス事業者」には、例えば、3年以内に要件を満たして指定事業者になるという決まりがあるのかどうか。そして、45ページの一番上の表「練馬区登録の基準該当サービス事業者数」によると、「基準該当サービス事業者数」が平成30年から令和4年まで同じ数字になっている。

これによると、指定要件を満たさない「基準該当サービス事業者」が5年間続いているように見えるが、そのことについて伺いたい。

○委員長

本日、質問に対して回答をしなければならないか。次回の回答でもよろしいか。

○委員

承知した。

○委員長

時間も超えてしまったので、本日は回答できないが、必ず回答するということで対応させていただく。

○委員

承知した。

○介護保険課長

介護保険課から回答させていただく。

○委員長

これをもって第7回練馬区地域包括支援センター運営協議会および練馬区地域密着型サービス運営委員会を閉会とする。

積極的な発言に感謝する。

閉会

※委員への回答

【練馬の介護保険（令和3年度実績報告）について】

「認知症ガイドブックの発行」、「医療・介護連携シートの発行」の印刷費は毎年ほぼ同額であるが、令和元年より地域包括支援センターと医療機関、介護サービス事業所等とのICTを利用した連携促進を図るため、タブレット端末を地域包括支援センター4か所に配置する事業を実施しており、令和2年度については、そのタブレット端末を活用したモデル事業を実施したことで回線使用料が増加した。それに伴い、令和2年度における「認知症高齢者支援連携経費」が例年に比べて増加した。

【基準該当サービス事業者について】

基準該当サービスの登録とは、例えば、離島などにおいて練馬区民が介護サービスを受けるに当たり、人員、設備、運営等の基準を満たさない事業者を保険給付の対象とするため、特例的に届出を受け登録をする制度であり、当該制度において何年以内に基準を満たし指定を取るといような仕組みはない。

平成30年度から令和4年度までの5年間においては、基準該当サービスの新規登録がなかったため、数値に変更がなかったが、委員の指摘を契機に確認したところ、現在区に登録がある全6事業者において練馬区民の利用がなかったため、速やかに6事業者の登録の廃止を行ったところである。